

海外送金等外為取引をご利用のお客様へ

以下の注意をお読みいただき、内容をご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 当行では、お客さまから依頼を受けた外国送金について、送金目的、受取人、その他詳細について確認させていただいております。また、規制の対象となる国・地域等への送金ではないことも確認させていただいております。特に、物品輸入に係る外国送金の場合には、当該物品の原産地および船積地域等についての確認も行っております。
2. また当行は、マネーロンダリング等金融犯罪対策の一環として、外国送金を常時モニタリングしております。当行の外国送金を不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、その他送金の停止等を必要とする相当の事由が生じた場合には、お客さまに事前に通知することなく、関連する送金業務の全てまたは一部の利用停止等の措置を講ずる場合がございますので、予めご了解下さい。また、これによりお客さま等に生じた損害につき、当行は責任を負わないものとします。
3. 次ページ以降の以下の注意事項についても併せてご確認ください。
 - 「外国為替及び外国貿易法」への対応について
 - 米国 OFAC 規制に関する留意点について

<ご留意>

海外送金等に関しては、昨今の経済制裁措置への対応が世界レベルで強化されているため、受付後または後日、中継銀行等からの照会件数が増えております。このような背景により、送金の中継銀行で留保されたり、着金までに要する時間が以前より長くなる場合がございます。当行よりご連絡を差し上げた際は、大変お手数ではございますが、至急ご連絡をいただきますよう宜しくお願い致します。またその際、送金の理由となる資料のご提出をお願いすることもございますので、ご協力をお願い致します。

＜海外送金等外為取引をご利用のお客さまへ＞

「外国為替及び外国貿易法」への対応について

当行は、外国為替及び外国貿易法(外為法)第17条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な実施のため、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」および「特定国(地域)に関する支払規制」等にお客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。

外為法に基づく送金の規制(北朝鮮・イラン・ロシア関連抜粋)
<p>1)北朝鮮の「貿易に関する支払規制」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの(外為法第16条第5項、第25条第6項、第52条) ・北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出または仲介貿易に係るもの(外為法第48条第3項、第25条第6項) <p>2)北朝鮮の「資金使途規制」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器に計画に関連する者」への支払 ・「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」への支払 ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に係るもの <p>3)北朝鮮に対する「支払の原則禁止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止 <p>*送金先が北朝鮮であるものに限定せず、対象となる支払は次の者を受取人とするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a)北朝鮮に住所・居所(以下「住所」等)を有する自然人(※1) b)北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「法人」等) c)上記bの法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所(以下「支店等」) d)上記a又はbにより実質的に支配されている法人(※2)等 e)上記dの法人等の外国にある支店等 <p>(※1)北朝鮮に住所等を有する個人を対象としたものであり、国籍は関係ない。 (※2)北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合、等が該当。</p> <p>4)イランの「資金使途規制」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラン関係者による本邦の核関連企業への投資に係るもの ・「イランの核活動等及び大型通常兵器等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの ・「イランの核活動等に関与する者」への支払 <p>5)ロシア関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者」への支払 ・クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする輸入に係るもの ・ロシア連邦を仕向地とする武器等の輸出に係るもの ・ロシア連邦の特定銀行等に対する証券の発行に係るもの
事前届出が必要な指定5業種への対外直接投資
<p>外為法第23条及び外為省令第21条で規定されている財務大臣への事前届出が必要な以下の指定5業種への対外直接投資につきまして、お客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。</p> <p>「漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業」</p>

つきましては、上記に該当するお取引がある場合には、当行に対して申告いただく等、ご協力をお願い致します。なお、それ以外の送金であっても、送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載又は上記規制に該当しない旨の申告等を当行が要請した場合には、当該要請への対応について、ご理解とご協力をお願いします。また、当行がお客さまのために北朝鮮・イラン・ロシア関連の外国からの送金を受けた場合にも、当行は確認を行うこととされておりますので、その際の確認の要請への対応についても、ご理解とご協力をお願いします。

〈海外送金等外為取引をご利用のお客様へ〉

米国OFAC規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。当行では、お客様の取引が、米国法規遵守の観点からOFAC規制にかかる取引に該当しないことを確認させていただいております。直接的な送金人や受取人が制裁対象に該当しなくても、送金の背景にある取引の関係当事者・関係者等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することになります。以下のお取引が規制の適用を受けます。

- 1) お取引の関係当事者(一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者を指します)の所在地や、お取引の関係地等(一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します)に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域が含まれている。
- 2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者がお取引に関係している。
- 3) 米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が関与している。

お客様のお取引がOFAC規制に該当する、または該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認については、当行の調査とは別に、送金経由銀行、あるいは、送金受取銀行である米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。また、OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置き下さい。

その他にも我が国および米国や国際機関等の経済制裁等によって禁止または制限される取引がございます。これらの経済制裁措置の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局(OFAC)のホームページ等をご確認ください。

また、外為法および犯罪収益移転防止法の要請を適正に履行するため、第三者(個人・法人)のための外為送金はお取扱いできません。送金のお取引は口座名義人ご自身の資金を送金する場合に限り取り扱わせていただきます。ご依頼の取引が口座名義人ご自身の資金を送金するものであることをご確認ください。